

広報 なかとんぼ

賀 正



1

No.650
2014

北緯45度癒しの里
中頓別町



自作のしめ縄でお正月

Contents・目次

新年のごあいさつ	2.3
小学生の年男・年女ぞろいぶみ	4
まちの話題	5
インフォメーション	6～8
図書室だより	9
戸籍だより・あとがき	10

毎年恒例の「しめ縄講習会」が12月7日、こども館で開かれ41名が参加。

講師の藤田功さん（稚内在住）とともに汗を流しながら、世界に一つしかないしめ縄が完成。一説によるとしめ縄は、雌雄の蛇の交合をあらわしたものとかが。脱皮を繰り返す蛇は生まれ変わりと永遠の命を連想させます。長寿を願う正月にしめ縄を飾る起源かも知れません。

ロマン息づく大自然の町—中頓別



新年のごあいさつ

中頓別町長

野邑 智雄



明けましておめでとうございます。

町民の皆様には、希望に満ちた輝かしい新年を健やかに迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、昨年中は、町政の推進に対し、温かいご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、幸い大きな災害もなく、また、火災件数もゼロであり、町民の生命、財産

が失われなかったことは、なによりの喜びでございます。

5月3日に達成した交通事故死ゼロ3,500日の記録は、町民の皆様が交通事故を起こさない、事故に遭わないを合言葉に交通安全運動に一丸となって取り組んできた成果の賜物と存じます。

一方、近年の異常気象のためか天候の不順が続く、本町の基幹産業である酪農は、良質な粗飼料を確保することが非常に難しく、そのうえ、経営者の高齢化や後継者・配偶者・労働力不足などによる離農が進むとともに、燃料や飼料等の生産資材の高騰やTPP交渉参加問題などにより、前途は極めて厳しい状況にあります。そのため、酪農家を1戸も減らさないよう今後とも第三者継承の推進と後継

者、担い手の育成・確保に向けた取り組みを農業関係機関との連携を図り推進いたします。

平成13年度から5年間、廃屋の解体撤去に対する助成を行ってきましたが、今でも町内には、景観を阻害し、周辺に危険を及ぼすおそれのある建築物が数多く存在していることから、昨年3月に景観や住環境の向上、町民の安心安全を図るために、老朽化し危険な状態にある廃屋などの解体撤去を支援する「中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例」を制定し、町内にある倒壊しそうな危険廃屋を撤去しやすくすることにより、環境美化と町民の安全確保に努めてまいりました。

また、本町には、民間経営によるアパートが無いため、現代のライフスタイル

に対応した良質な民間賃貸住宅の供給と町民の定住促進を図るために「中頓別町民間賃貸住宅建設促進助成条例」を制定したところ、平成25年度中に3棟12戸の民間アパートが建設され、すでに1棟4戸が入居済みとなっております。今後とも町民の定住促進を図るために力を入れていきたい施策の一つと考えております。

結びに、町の憲法である自治基本条例と第7期総合計画を町政の両輪とし、「誰もが住んでよかった、いつまでも住み続けることができるまちづくり」実現のため、町民の皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、皆様のご健勝、ご多幸を心からお祈り申し上げます。年頭のごあいさつといたします。

中頓別町議会議長 村山 義明



町民の皆様、新年明けましておめでとうございます。輝かしい平成二十六年の新春を町民の皆様と共に迎えられますことを心よりお慶び申し上げます。

また、平素より町民の皆様から議会に寄せられますご支援、ご協力に心から感謝申し上げます。

昨年の政権交代から一年が経過し、経済は、いわゆるアベノミクスにより、景気は回復基調にあるといわ

れています。景気が良いのは一部の大都市、大企業だけで、一般には実感が無いとの声が聴かれます。

選挙公約の一つでもあり、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉において死守するとされてきた、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の重要5品目についても、関税撤廃の除外項目となるかどうか先行きが見えない中で、日本の食糧基地としての北海道、とりわけ酪農を基幹産業とする本町の将来に不安を抱かざるを得ないような状況にあります。

また、多くの慎重審議や反対の声を押し切って強行採決された特定秘密保護法案、周辺諸国との領土問題を廻る軋轢が激しさを増して頻繁に報道される現状を見ると、国民一人ひとりが国政を監視する厳しいまなざしを向けなければなりません。

議員会では、昨年10月、私費による視察研修で、徳島県上勝町を訪れました。

上勝町は人口約1,860人、854世帯、高齢者比率が49.5%と当町と同規模で過疎化・高齢化が進んでいる町であります。木材や温州みかんの生産を主産業としていた町が、輸入自由化や地域間競争により衰退し、激動の時代を潜り抜けてきたとのことでした。

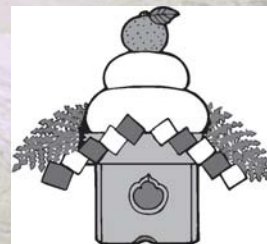
そんな中、まちの半数近くを占めるお年寄りが活躍できるビジネスはないかと模索し、日本料理を美しく彩る季節の花や葉、山菜などを販売する農業ビジネスを立ち上げ、中には年収1,000万円を稼ぐおばあちゃんもいるとのことでした。

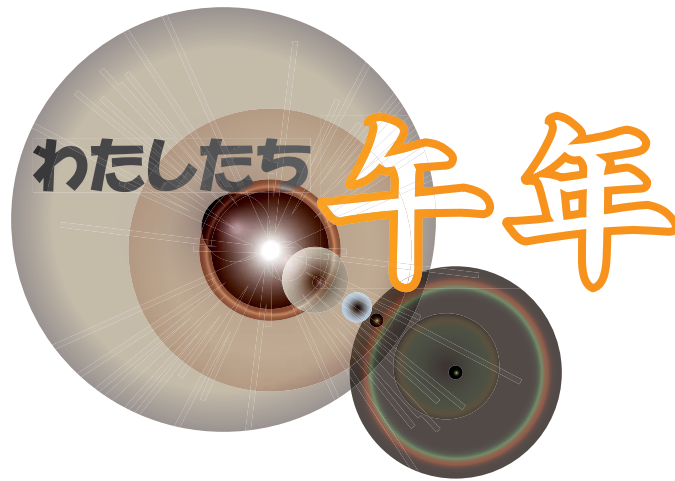
気候、風土、産業の違いはあれ、住み慣れた地域で共に生きていくため、自らの手で豊かな未来を創造し

ようとする気概をもって、過疎化・高齢化に立ち向かう姿勢に大きな感銘を受けました。

本町議会も皆様の負託に応え、信頼される議事機関として、行政への監視機能を働かせると共に、まちづくりの先頭に立って使命を果たしてゆく所存ですので、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

今年も町民の皆様にとつてより良い年でありますようご祈念申し上げます。年頭にあたってのご挨拶といたします。





生まれ



小学生の年男・年女そろいぶみ

上段右側から

岡崎 星瑠くん

星 隼人くん

吉田 皓晴くん

十亀 愛優さん

市本 沙彩さん

風間 美緒さん

姉齒 百恵さん

下段右側から

横山 香実さん

山口 芳可さん

長尾 知洋くん

長尾 彩花さん

木内 玲衣さん

藤田 友里香さん

永田 由依さん

就鳥 愛莉さん

午年の特徴

行動家でじつとしているのが大嫌い。

陽気で負けず嫌いで、勇敢なことが好き。

人情にあつく親友にめぐまれる。

方が多いようです。

いつ起こるかわからない災害に対応するために 防災備品を避難所に配備

いつ起こるかわからない災害に対応するため、町では、防災備品を災害時の避難所となる町民センター、青少年柔剣道場のほか、町内11箇所の自治会館などに配備しました。

題の一つに位置づけられています。町では、来年度以降も防災備品の整備を行う方針です。

配備された防災備品は、停電時に明かりもとれる石油ストーブ、発電機、LEDランタン、防寒対策用の毛布などで総額約350万円相当。昨年冬に道内各地で発生した暴風雪による大規模停電や河川の氾濫対策への備えを想定しています。



安心して暮らせるように 中頓別町地域見守り支援ネットワーク



中頓別を探検発表 中小総合学習

中頓別小学校の3年生から6年生の児童が12月11日（13日の3日間、町民センターで総合学習の発表を行いました。「中頓別探検発表会」と名づけられた発表会の課題は「自分の町をもっと知ろう」。実際に見学した「炭作り」、「自然と食べ物」、「木や花」、「森と環境」の4つのテーマから自分で選んだもの。藤井地区にある炭釜・甚平釜を見学した北村小麦さん（4年生）は、数ヶ月かけて学び取材した炭焼

きの工程を絵や文にまとめ発表。聞きに来てくれたお友達やお母さんの前で、緊張しながらも上手に発表することができました。



民間と町が連携して地域を見守ろうと12月10日、役

場会議室で「中頓別町地域見守り支援ネットワーク事業」調印式が行われました。昨年度は、町と6事業所が協定を取り交わしました。今年度は、これに加え、新たに中頓別町商工会と中頓別郵便局との間で協定を結びました。

この取り組みは町保健福祉課が事務局となり、高齢者や障がい者等が安全・安心に暮らすために、個人宅に配達・訪問をすることを業務としている事業所と連携して安否確認の取り組みを行うものです。

後期高齢者医療制度のお知らせ

■高額介護合算療養費及び医療費通知について■

■ 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合は支給されません。

◆ 自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間:8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現 役 並 み 所 得 者		67万円
1割	一 般		56万円
	住 民 税 非 課 税 世 帯	区 分 Ⅱ (※1)	31万円
		区 分 Ⅰ (※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

■ 医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行をご希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回の発行は平成26年3月末（平成25年7～12月診療分）に行います。

◆ 新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または中頓別町保健福祉課保健福祉グループへご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
 - この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- ※ この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合
住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

中頓別町
保健福祉課保健福祉グループ
電話 6-1995

新成人のみなさん

おめでとうございます

20 歳になったら国民年金

国内の居住する 20 歳以上 60 歳未満のすべての人は、国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。

国民年金（基礎年金）3 つのメリット

- | | |
|--------------------------------|---------|
| 1. 老後を支えます。 | 老齢基礎年金 |
| 2. 病気や怪我で障がいの状態になったときに支えます。 | 障がい基礎年金 |
| 3. 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます。 | 遺族基礎年金 |

世代と世代の支え合いの仲間入り

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」（学生のみ）、「若年者納付猶予制度」（30 歳未満）などの保険料納付猶予制度があります。

□「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（就業年限 1 年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学の方です。

□「若年者納付猶予制度」

学生でない 30 歳未満の方で本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。収入をえられるようになり保険料の納付が可能となった時に「追納制度」をご利用いただければ、将来受け取る年金を増額することができます。

20 歳になった時の国民年金の手続き等については中頓別町または、稚内年金事務所までお問合せください。

□お問合せ 総務課住民グループ （電話 6-1111）

法務局における登記相談事務の予約について（お知らせ）

旭川地方法務局名寄支局における登記の申請に関する相談については、予約制（正午から午後１時までの時間帯を除く。）をとっておりますので、不動産登記（所有権移転・抵当権抹消登記等）の申請書の作成に関する相談をされるお客様は、事前に電話等により予約を取られるようお知らせします。

なお、予約されずに登記の相談をされる場合は、予約されているお客様を優先させていただきますので御理解願います。

※ 登記相談予約連絡先

旭川地方法務局名寄支局 ０１６５４－２－２４４９

不動産や会社の登記事項証明書がインターネットで請求できます。

- ◆環境設定一切不要！ ネットショッピング感覚でご利用できます。
- ◆ご利用可能時間が長い！ 仕事の後でも安心してご利用できます。
- ◆窓口や郵送での請求に比べ手数料が格安です！

窓口請求	郵送請求	オンライン請求	
		郵送で受け取る場合	窓口で受け取る場合
600円	600円 ＋郵送料	500円 ※普通郵送料はかかりません。	480円



【インターネットでのご利用先】

<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp>

「登記・供託ねっと」に今すぐにアクセス！

登記供託ねっと

検索

【お問い合わせ先】

旭川地方法務局名寄支局

TEL01654-2-2349

「このゆびと〜まれ♪」 の活動

※12月4日 こども館 絵本・大型
絵本読み聞かせ・ハンドベル

※12月12日 小学校 読み聞かせ
学級文庫の入れ替え



図書室だより

注目の新着本

(一般書) 『清須会議』
幻冬社

著：三谷 幸喜



信長亡きあとの清須城を舞台に、柴田勝家、羽柴秀吉、丹羽長秀、池田恒興ら武将たちとお市、寧ろ、松姫ら女たちの歴史を動かす心理戦が始まった…。

(児童書) 『ゴロ合わせでスイスイ
る百人一首』
KKベストセラーズ

親子でおぼえる
新藤協三：監修



和歌の内容は、子供にとっ
ては難しく感じられるもの
もありますが、この本では
マンガでわかりやすく解説
しています。
小学生から。

「北海道立図書館の市町村支援事業により、
400冊の図書を借り受けましたので、どうぞ
ご利用ください」

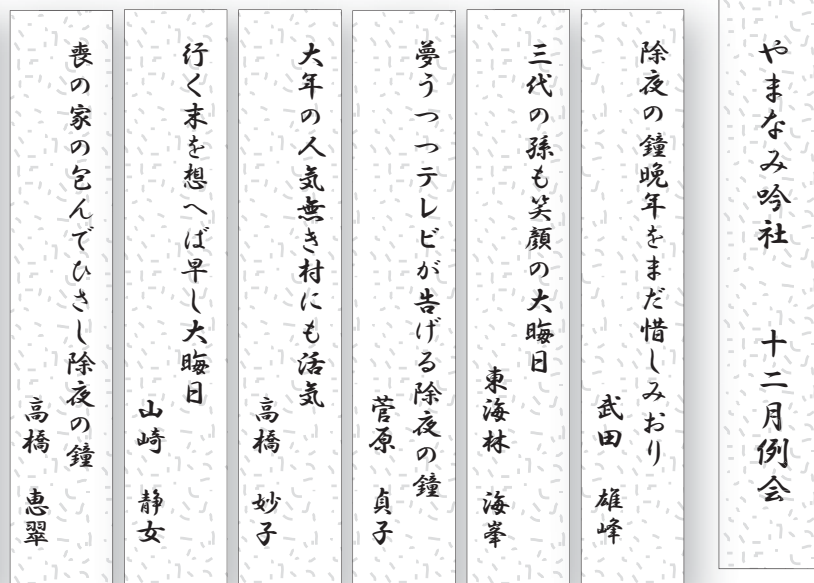


『年末年始の休館のお知らせ』

平成25年12月30日～平成26年1月4日
の間、年末年始のため休館とさせていただきます。

It is good that we have lived in Nakatombetsu
and we would like to live there for long.

ー 住んでいてよかった これからも住んでいたい ー



戸籍だより

12月1日～12月15日受付分
(公開にご了承いただいた方のみ掲載しています。)

おくやみ

字中頓別 平田 正幸さん
(82歳 11月29日)

字敏音知 村越 正雄さん
(98歳 12月3日)

字旭台 安積 千恵さん
(68歳 12月3日)

※12月の人のうごきについては、広報なかとんべつ2月号で掲載いたします。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書は 自分で作成してお早めに！

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成26年2月17日から3月17日までです。

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は2月16日から3月17日までです。還付申告は、平成26年2月15日以前でも行えます。(税務署の閉庁日(土・日・祝日等)は、相談及び申告書の受付は行っておりません。)

ただし、一部の税務署では、2月23日と3月2日に限り、日曜日でも確定申告の相談及び申告書の受付を行います。

また、申告書はe-Tax(国税電子申告・納税システム)による送信、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で確認されるか稚内税務署にお尋ねください。(電話 0162-33-1155)

今月の裏表紙



編集後記

新年あけましておめでとうございます。

子どものころは、1年過ぎるのがすごく長く感じていた私も、近ごろは年をとったせいか、1年過ぎるのがあっという間の出来事のように思えます。

何をしようか目標を考えているうちに、1年が終わってしまふ今まででしたが、今年こそはマンネリ化した昨年とはおさらばし、趣味の写真撮影に力を入れて、素敵ななかとんべつの四季の写真を写したいと思っています。

(tady)

しめ縄づくりは、初めてのブレアーファミリー。

日本のお正月を堪能してもらいたいですね。

広報誌なかとんべつ 1月号 Vol.650

【発行】 2013年12月25日

【編集】 中頓別町総務課住民グループ 〒098-5595 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172-6 TEL 01634-6-1111 FAX 01634-6-1155
HP <http://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp> e-mail : info@town.nakatombetsu.lg.jp

【印刷】 有限会社 天北印刷工業

この広報誌は再生紙を使用しています。